

医療費控除を活用していますか？

医療費控除とは、1月から12月の1年間に、家族の分も含めて負担した医療費等が一定額を超えたとき、納めた所得税の一部が還付される制度です。支払った医療費等の金額が10万円（または総所得金額等の5%）を超える場合、税務署に確定申告を行うことで、上限200万円まで課税所得額から控除され、税金が精算されます。

医療費控除の計算式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1年間（1～12月）に} \\ \hline \text{支払った医療費} \\ \hline \text{（給付金、保険金を除く*）} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{10万円または} \\ \hline \text{所得総額の5\%} \\ \hline \text{（いずれか少ないほう）} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{医療費控除額} \\ \hline \text{（上限200万円）} \\ \hline \end{array}$$

*生命保険などから支給される給付金や、健康保険から支給される高額療養費、出産育児一時金、一部負担還元金、家族療養費付加金等が含まれます。傷病手当金や出産手当金は含まれません。



医療費控除の対象は？

- ・医療機関等に支払った診療費
- ・通院費用や往診費用、出産費用
- ・治療のための医薬品の購入費
- ・入院時の食事療養費等の費用 など

医療費控除のより具体的な内容は、「お住いの管轄税務署」へお問合せか、または、「国税庁のホームページ」をご確認ください。

国税庁ホームページ▶



「セルフメディケーション税制」

「セルフメディケーション税制」は、ドラッグストアで売っているかぜ薬などのOTC医薬品と呼ばれる市販薬の年間購入が12,000円を超える場合に、12,000円を超える金額を、88,000円を限度として所得金額から差し引くことができる制度です。

「セルフメディケーション税制」については、厚生労働省「セルフメディケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）」についてご確認ください。

厚生労働省ホームページ▶



対象薬にはパッケージに共通識別マークが入れられています。



*年末調整では適用されないため、自身で「確定申告」する必要があります。

従来の「医療費控除」と「セルフメディケーション税制」は併用できません。

どちらの減税額が多いかは、国税庁ホームページでシミュレーションできます。お得なほうを選んで申告しましょう。

当組合ホームページ「医療費のお知らせ」をご活用ください

当組合のホームページでは「医療費のお知らせ」（医療費通知）を掲載しております。パソコンやスマートフォンにて閲覧することができます。

また、令和7年2月上旬に、令和6年1月から令和6年10月までの診療分を取りまとめた「医療費控除用データ」の配信を予定しております。国税庁ホームページ「確定申告作成コーナー」の電子申請（e-Tax）の添付書類として、または「医療費集計フォーム」の作成の資料としてご利用いただけますのでぜひ、ご活用ください。



当組合ホームページ「医療費のお知らせ」▶



ここをクリックしてログイン

医療費のお知らせ
病院にかかったときの医療費の
状況についてご確認ください



*令和7年1月7日（予定）より初回ログインパスワードが変更となります。詳しくは、「医療費のお知らせ」のログイン方法をご覧ください。

問合せ

東京実業健康保険組合

本 部 審査第二課 TEL03-3663-1361(代) 城西支部 調査係 TEL03-3342-8821(代)
城南支部 調査係 TEL03-5537-2400(代) 城北支部 調査係 TEL03-3980-1501(代)